

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年6月6日（金）第3014号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 県税の収納事務の委託（税務課取扱い） 1
- 有害な映画等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 2
- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除（環境保全課取扱い） 2
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（環境保全課取扱い） 2
- 保安林の指定予定の通知（森づくり推進課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（3件）（障害福祉課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（2件）（農地整備課取扱い） 5
- 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 5
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 5
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 6
- 道路の位置指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（4件）（商工政策課取扱い） 6
- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 8

## 監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表（監査委員事務局取扱い） 11

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業施設警備業務2級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 12

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 648 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

委 託 の 相 手 方	委 託 内 容	委 託 期 間
東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号 地銀ネットワークサービス株式会社	自動車税の収納事務の 取りまとめ	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号	直営店及び加盟店にお	平成26年4月1日から

株式会社ココストア	ける自動車税の収納事務	平成27年3月31日まで
愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス	直営店及び加盟店における自動車税の収納事務	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における自動車税の収納事務	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における自動車税の収納事務	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	直営店及び加盟店における自動車税の収納事務	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

## 鹿児島県告示第649号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8348	平成26年 5月28日	映 画	17歳	キノフィルムズ	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

## 鹿児島県告示第650号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成25年9月6日鹿児島県告示第948号で指定した要措置区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定を解除する要措置区域  
薩摩川内市小倉町字鍋山5612番の一部、5613番1の一部及び5627番の一部
- 2 指定を解除する要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた指示措置等  
土壤汚染の除去

## 鹿児島県告示第651号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成25年9月6日鹿児島県告示第949号で指定した形質変更時要届出区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域

薩摩川内市小倉町字鍋山5612番の一部、5613番1の一部及び5627番の一部

- 2 指定を解除する形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去

### 鹿児島県告示第652号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
志布志市有明町山重字山田11472番12（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第653号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
小みかん薬局	垂水市南松原町10番地	平成26年 5月31日	精神通院医療

### 鹿児島県告示第654号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院 又は 診療所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
城西こもれば心療クリニック	鹿児島市城西3-10-1湯田 BLDG202	平成26年 6月1日	精神通院医療

### 鹿児島県告示第655号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
スマイル薬局高麗店	鹿児島市高麗町30番4号1-A号室	平成26年 6月1日	精神通院医療
小みかん薬局	垂水市南松原町10番地	平成26年 6月1日	精神通院医療

**鹿児島県告示第656号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
清水内科	霧島市国分清水一丁目22-26	平成26年 6月1日	精神通院医療

**鹿児島県告示第657号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
まこと薬局	日置市伊集院町郡二丁目74番地	平成26年 6月1日	更生医療

**鹿児島県告示第658号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
ドルフィン薬局	鹿児島市金生町6番9号3F	平成26年 6月1日	精神通院医療
ひまわり薬局城西店	鹿児島市原良一丁目7番14号	平成26年 6月1日	精神通院医療
サン調剤薬局	霧島市横川町中ノ244番地3	平成26年 6月1日	精神通院医療
さわやか薬局	始良市平松2841番1	平成26年 6月1日	精神通院医療

**鹿児島県告示第659号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
ハッピー薬局国分広瀬店 霧島市国分広瀬二丁目28番 39号	名称	国分ひろせ調 剤薬局	ハッピー薬局 国分広瀬店	精神通院医療

**鹿児島県告示第660号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）第二高山地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年6月9日から同年7月4日まで
- 3 縦覧場所  
肝付町役場農業振興課

**鹿児島県告示第661号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備加治木地区第1換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年6月9日から同年7月4日まで
- 3 縦覧場所  
始良市加治木総合支所農林耕地課

**鹿児島県告示第662号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備大隅地区鳩ヶ山換地区の換地計画に係る換地処分を、平成26年5月26日に行った。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第663号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、日置市長から平成25年10月4日鹿児島県告示第1043号で告示した公共測量の実施は、平成26年3月13日終了した旨の通知があった。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年6月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	栗野加治木線	始良市加治木町小山田字猪目田5915番3地先から5933番2地先まで	前後	14.0～24.0 12.0～17.0	109.0 109.0

始良・伊佐地域振興局告示第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年6月6日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成26年5月20日	霧島市隼人町小田354番地2 株式会社リアルキユート 代表取締役 地藏原清子	始良市加治木町反土字榎木2082番2及び2082番8	6.00メートル～ 6.02メートル	41.06メートル

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により志布志市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年6月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンキュー西志布志店  
志布志市志布志町安楽船磯56番地42 外4筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法附則第5条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年12月27日
- 3 意見の概要  
出店にあたっては、周辺地域の大規模小売店舗立地法に定められた生活環境の保持を遵守し、周辺地域の住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任を持って対処すること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年6月6日から1月間、

鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー新町店  
霧島市国分新町字山ヶ町980番地 外10筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
  - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年12月27日
  - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年12月27日
- 3 意見の概要
  - (1) 騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分留意すること。  
また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任をもって対処すること。なお、今回の変更後に周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明を行い、了解を得ること。また、変更に伴い、空調施設など騒音等を発生する施設の配置については、近隣住民、事業所に隣接する箇所は避ける等配慮すること。
  - (2) 通学時間帯の交通安全対策を図っていただきたい。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年6月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンキュー隼人店  
霧島市隼人町見次字須ノ木545 外19筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年12月27日
- 3 意見の概要
  - (1) 騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分留意すること。  
また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任をもって対処すること。なお、今回の変更後に周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明を行い、了解を得ること。また、変更に伴い、空調施設など騒音等を発生する施設の配置については、近隣住民、事業所に隣接する箇所は避ける等配慮すること。
  - (2) 通学時間帯の交通安全対策を図っていただきたい。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により曾於市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年6月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー岩川店

曾於市大隅町岩川字宮前下7379番1 外10筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成25年12月27日

3 意見の概要

タイヨー岩川店の営業時間変更については、道路交通への影響、周辺地域の生活環境への影響は少ないものと予想されることから、特に意見はありません。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年6月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

真空凍結乾燥機 1台

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成26年6月6日から同月23日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に



間に合わないことがある。

#### 4 入札の方法等

##### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

##### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

##### (4) 入札書の提出期限

平成26年7月17日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期間までに必着のこと。）

##### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年7月17日午前11時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

##### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。

#### 5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

#### 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

##### (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

#### 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 10 最低制限価格

設定しない。

#### 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

#### 13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Vacuum freeze drying equipment:1

- (2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

- (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:00 a.m. 17 July 2014

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

## 監 査 委 員 公 表

## 監査委員公表第8号

平成26年3月20日付け監査第132号の監査結果に基づき、平成26年5月7日付け鹿公委会第1号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成26年6月6日

鹿児島県監査委員 弓指博昭  
同 橋口和博  
同 岩崎昌弘  
同 青木 寛

## 文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
交通機動隊 いちき串木野警察署 志布志警察署 肝付警察署	交通事故により、公用車に損害が発生している。	1 公用車による交通事故増加に伴って発出された緊急通達に基づき、職員に対する危機意識の再確認と降車誘導・呼称運転の励行など組織を挙げた交通事故防止に取り組んだ。
鹿児島中央警察署 鹿児島西警察署 曾於警察署	交通事故が複数あり、公用車等に相当の損害が発生している。	2 各種会議や朝礼時に、交通事故防止教養を行うとともに、安全運転講習会受講者による還元教養を実施し、交通事故防止の徹底を図った。
鹿児島南警察署 薩摩川内警察署 始良警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。	3 「小グループ検討委員会」の開催や「事故防止だより」の教養資料を発出し、事故防止意識の醸成を図った。
南九州警察署	交通事故により、公用車等に相当の損害が発生している。	4 公用車の運行前点検、車両一斉点検を実施し、車両の維持管理の徹底を図った。
南さつま警察署	交通事故により、民間施設の設置物に損害が発生している。	5 安全運転指導員等により実践的運転訓練を実施し、運転技能の向上を図った。
鹿児島中央警察署 霧島警察署	公用車の物品事故により、損害が発生している。	6 朝礼時にヒヤリハット体験談発表や安全運転6則の唱和をするなどして交通安全意識の向上を図った。
警察学校	単身赴任手当の過払いがある。	7 公用車両運転資格の新規取得者等に対して事故防止の教養をし、交通安全意識の向上を図った。
鹿児島中央警察署	パソコン等の物品事故が複数あり、損害が発生している。	1 手当支給の厳格な審査を実施することにより再発の防止を図った。
鹿児島西警察署	パソコンの物品事故により、損害が発生している。	2 手当認定で、疑義のあるものについては本部主管課に照会し、同種事案の防止に努めた。
指宿警察署 出水警察署 鹿屋警察署	パソコンの物品事故が複数あり、損害が発生している。	1 朝礼、定期招集及び新任・転入者教養において、物品の適切な取扱いについて指導・教養を実施した。
指宿警察署	赴任旅費の過払い	2 パソコン損傷事故防止の教養資料を作成、配布し、物品事故の再発防止について周知徹底を図った。
		3 パソコンのキーボード隅に注意喚起シールを貼付し、物品事故の再発防止を図った。
		1 会計研修の積極的な受講により、職員の間

	がある。	計事務処理能力の向上を図り、同種事案の防止を図った。 2 扶養手当認定簿との照合後に支出することとし、再発防止を図った。 3 赴任旅費に関する事項を自主検査の重点項目として検査を実施した。
--	------	--

## 公安委員会公告

### 警備業施設警備業務2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成26年6月6日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 検定の種別及び級の区分  
施設警備業務2級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時  
平成26年9月9日（火）午前9時から午後5時まで。ただし，受付は，当日の午前8時30分から午前9時までとする。
  - (2) 実施場所  
宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）
  - (3) 受検定員  
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし，受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定試験の方法及び内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
平成26年7月29日（火）から同年8月8日（金）まで（県の休日を除く。）
    - イ 時間帯  
午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 提出書類
    - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
    - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
    - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
    - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で，受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

## (3) 申請先及び申請方法

## ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

## イ 申請方法

受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）

## 6 検定手数料

16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

## 7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

## 8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3032・3033）に行うこと。